

◎新潟県教育委員会訓令第3号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成26年4月1日から実施する。

平成26年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前																																			
別表1 （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校			別表1 （第23条関係） 安全衛生委員会委員の増員数 1 2以上の課程又は分校を有する学校																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安塚高等学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>佐渡高等学校（分校）</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小出特別支援学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	安塚高等学校（分校）			<u>佐渡高等学校（分校）</u>			小出特別支援学校（分校）			(略)					<table border="1"> <thead> <tr> <th>学校の名称</th> <th>増員数</th> <th>増員内訳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>安塚高等学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小出特別支援学校（分校）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	安塚高等学校（分校）			小出特別支援学校（分校）			(略)				
学校の名称	増員数	増員内訳																																				
(略)	(略)	(略)																																				
安塚高等学校（分校）																																						
<u>佐渡高等学校（分校）</u>																																						
小出特別支援学校（分校）																																						
(略)																																						
学校の名称	増員数	増員内訳																																				
(略)	(略)	(略)																																				
安塚高等学校（分校）																																						
小出特別支援学校（分校）																																						
(略)																																						
2～4 (略)			2～4 (略)																																			